

令和8年度三次市スポーツ等合宿助成事業 実施要領

一般社団法人三次スポーツコミッション

I 趣 旨

三次市内にあるスポーツ施設等を、スポーツ合宿や大会等の目的で利用し、三次市内で宿泊を行う者に対し、宿泊費用を助成する。

本市の課題である施設の稼働率の向上及び宿泊者の満足度の向上を図り、継続的なスポーツ等合宿による交流人口の増加を目指すことを目的とする。

II 事業内容

スポーツ等合宿において、三次市内に宿泊し、三次市内のスポーツ施設等を利用した団体等に対し、助成を行う。

III 助成対象者

助成対象者は、三次市内の宿泊施設に宿泊し、かつ、スポーツ合宿やスポーツ大会で三次市内のスポーツ施設等を利用した団体の参加者（選手及び指導者等）とする。

【対象者の例】申請団体に所属している選手、監督、コーチ、マネージャー
※保護者、バス運転手、添乗員等は対象外とする。

IV 提出必要書類

| 申請内容 | 提出書類 |
|------|--|
| 交付申請 | ・交付申請書（様式第1号） |
| 実績報告 | 【大会の場合】 ・実績書（様式第2号） ・大会要項の写し等 （三次市内で大会が開催されたことがわかる書類） ・宿泊施設の領収書の写し ・大会参加者及び宿泊者名簿一覧 （選手、監督等の区分がわかるもの） |
| | 【合宿の場合】 ・実績書（様式第2号） ・合宿のしおりや要項等の写し （三次市内で合宿が開催されたことがわかる書類） ・施設利用許可証や領収書の写し ・宿泊施設の領収書の写し |

| | |
|----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・合宿参加者及び宿泊者名簿一覧 (選手、監督等の区分がわかるもの) |
| 請求 | <ul style="list-style-type: none"> ・請求書 (様式第3号) ・口座の通帳の写し ・委任状 (申請団体名と振込先口座名義が異なる場合のみ) |

V 助成金額及び上限金額

助成金交付額は、宿泊者数×宿泊日数×1,000円とする。

助成金額の上限は、1団体当たり20万円とし、予算の範囲内において交付するものとする。

VI 助成対象期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

VII 助成金の交付

1 申請書の提出

助成金の交付を受けようとする者は、令和9年3月31日(水)【必着】までに、IVの表中で該当する書類を一般社団法人三次スポーツコミッション(以下、「当法人」)に提出するものとする。

ただし、申請に必要な書類の全てが助成対象期間内のものに限る。

2 交付額の決定

当法人は、申請内容を確認のうえ、交付額を決定し、その旨を申請者に通知する。

3 請求書の提出

申請者は、前項の通知に基づき、速やかに請求書(様式第3号)を当法人に提出する。

4 助成金の支払

当法人は、提出された請求書に基づき、速やかに助成金の支払を行う。